

「兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である
幼稚園児」の第2子以降の優遇措置の取扱いについて

- 兄・姉が保育所児または認定こども園に在園する幼児である幼稚園児の保育料の保護者負担割合については、原則として、兄弟姉妹の同時就園の場合に適用される「従来条件」（第1子[1.0]、第2子[0.7]、第3子以降[0.2]）を適用することとします。

【例1】

保育所児(5歳/長女)	(1.0)①
幼稚園年中組(4歳/長男)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例2】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長男)	1.0 ①
幼稚園年中組(4歳/長女)	0.7 ②
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.2 ③

【例3】

認定こども園 [幼稚園年長組](5歳/長女)	1.0 ①
認定こども園 [保育所児](4歳/次女)	(0.5)②
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.2 ③

※()書きの負担割合は、保育所運営費国庫負担金における保育料の保護者負担割合（以下同じ）
※丸数字はそれぞれの事例における数え方（①：第1子、②：第2子、③：第3子）（以下同じ）

- 兄・姉が認定こども園の認定を受けた認可外保育施設に入所している場合についても、その弟・妹が幼稚園児である場合には、第2子以降の優遇措置の対象となります。

【例4】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長男)	(-)①
幼稚園年少組(3歳/長女)	0.7 ②

【例5】

認定こども園 [認可外保育施設](4歳/長女)	(-)①
認定こども園 [幼稚園年少組](3歳/長男)	0.7 ②

【例6】

認可外保育施設(4歳/長女)	(-)
幼稚園年少組(3歳/次女)	1.0 ①

※(-)は、幼稚園就園奨励費補助金及び保育所運営費国庫負担金のいずれの支給対象にもならない者（以下同じ）

- 兄・姉に小学校2年生と保育所児の両方を持つ幼稚園児など、「従来条件」と「新条件」の両方に該当する場合は、これまでの取扱いと同様に、当該世帯の保護者負担額総額を両条件で比較し、保護者負担が低くなる条件を選択するよう各市(区)町村で適切に対応願います（同一世帯での両条件の組み合わせは出来ません。）。

【例7】従来条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
保育所児(5歳/長男)	(1.0)①	(1.0)①
幼稚園年少組(3歳/次男)	0.7 ②	0.8 ③

【例8】新条件を適用するケース

区 分	従来条件	新条件
小学校1年生(6歳/長女)	(-)	(-)①
幼稚園年長組(5歳/次男)	1.0 ①	0.9 ②
保育所児(3歳/長女)	(0.5)②	(0.5)②

※保育所運営費国庫負担金においては、小学校1・2年生の兄・姉を多子軽減の算定対象人員に含めない。